

## 川崎市告示第164号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和7年度において川崎市が発注する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合（以下「組合」という。）を含む。）に必要な資格並びに資格審査の申請方法及び申請時期等を定めたので、令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により次のとおり公示します。

令和7年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類

別表第1のとおりとします。

### 2 競争入札に参加できない者

（1）次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができません。

ア 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、その事実があった後2年間を経過していない者

ウ 営業開始後1年以上を経過していない者。また、最低1期分の財務諸表を提出できない者

エ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び地方税（市民税及び固定資産税）に未納の税がある者。ただし、地方税については川崎市に本店もしくは事務所がある者のみを対象とする。

オ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者に関する届出義務があるにも関わらず届出をしていない者

カ 希望する業者区分、業種、種目に必要な許可又は認可を受けていない者

(2) 次のいずれかに該当し川崎市契約規則第2条第1項の規定により資格停止となつた者は、競争入札に参加することができません。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。ただし、その事実があった後、川崎市契約規則第2条第1項の規定により市が定めた期間を経過した者については、この限りではありません。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

### 3 審査基準等

川崎市競争入札参加資格審査申請書により次の事項及びその他必要な事項について、申請をする直前の営業年度の終了日を基準日として総合的に審査し、別表第2の契約の種類及び金額に応じて定めた等級に格付けします。

#### (1) 工事請負契約

平成20年国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の定めるところにより、その他の審査については、市内に本社又は事業所を有する事業者について、次の項目に該当する評価を加える。

アからシに該当する場合は1項目につき10点、スについては、平均点が75点以上10点、65点以上75点未満5点、65点未満及び点数がない場合0点とする。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定

雇用率を達成していること、又は同項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用していること。

- イ 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入していること。
- ウ 川崎市防災協力事業所登録制度に関する登録をしていること。
- エ 建設業労働災害防止協会に加入していること。
- オ 本社又は委任先若しくは市内の営業所が ISO9001 の認証を取得していること。
- カ 本社又は委任先若しくは市内の営業所が ISO14001 又はエコアクション21 の認証を取得していること。
- キ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「一般事業主行動計画」又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「一般事業主行動計画」を策定していること。
- ク 次世代育成支援対策推進法第13条若しくは第15条の2、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定、又は「かわさき☆えるぼし」認証制度実施要綱に基づく認証を受けていること。
- ケ 横浜保護観察所に協力雇用主として登録があること。
- コ 川崎市消防団協力事業所表示制度に定める消防団協力事業所の認定を受けていること。
- サ 川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」実施要綱に基づく「かわさきSDGsゴールドパートナー」の認証を受けていること。
- シ 川崎市優良事業者表彰要綱に基づく表彰を受けてから、5年度を経過していないこと。
- ス 川崎市請負工事監督規程・川崎市請負工事検査規程、川崎市上下水道局請負工事監督規程・川崎市上下水道局請負工事検査規程、川崎市交通局請負工事監督規程・川崎市交通局請負工事検査規程及び川崎市病院局請負工事監督規程・川崎市病院局請負工事検査規程に定める工事成績評定書の成績評定点の業種ごとの過去3年間における平均点。

(2) 業務委託契約並びに製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 年間平均実績高

イ 自己資本額

ウ 職員数

エ 経営比率

流動資産

$$(ア) \text{ 流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

流動負債

固定資産

$$(イ) \text{ 固定比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$$

自己資本

経常利益

$$(ウ) \text{ 総資本経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本

オ 営業年数

4 登録できる業種数

当該特定調達契約の競争入札の公告又は公示において、工事請負契約、業務委託契約、製造請負契約・物件買入れ契約等の各業者区分のうち、入札参加者の資格として示された業種のみとします。

なお、競争入札参加資格を得ている者が新たに業種の追加申請を行う場合、追加後の登録業種数は、工事請負契約、業務委託契約、製造請負契約・物件買入れ契約等の各業者区分毎に6業種（最大18業種）までとなります。

また、工事請負契約の業種「軽微」を希望する場合には、他の工事区分における業種を登録することはできません。

5 申請の方法

川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」の業者登録システムを利用し、インターネットにより任意のパソコンから申請し、次の書類については、川崎市簡易版電子申請サービス（LoGoフォーム）から電子データにより提出

してください。全ての書類が提出されたときに、有効な申請があつたものとします。ただし、パソコンからの申請ができない場合は、申請書による申請も受け付けます。

#### (1) 工事請負契約

ア 川崎市競争入札参加資格審査申請書（誓約書）、使用印鑑届・委任状、会社概要及び誓約書（別記様式）（川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱第3条関係）

各用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

ただし、誓約書（別記様式）（川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱第3条関係）については、川崎市簡易版電子申請サービス（LoGoフォーム）に直接情報を入力することが可能です。

イ 誓約書及び同意書（川崎市競争入札参加資格業者実態調査実施要領第2条関係）

市内に本社又は事業所を有する事業者に該当する場合に限る。用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

ウ 建設業許可証明書（業種「軽微」を希望する場合を除く。）

エ 登記事項証明書

オ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

カ 納税証明書

キ 印鑑証明書

ク 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

ケ 業種「軽微」を希望する場合を除き、有効期限内の「経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の写し」（必ず総合評定値（P）の記載の入ったもの）

コ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者であることを証する書類、又は加入義務がないことの届出書（誓約書）

加入義務がない場合の用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

サ 直前2年（設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年）分の貸

## 借対照表及び損益計算書

(2) 業務委託契約並びに製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 川崎市競争入札参加資格審査申請書（誓約書）、使用印鑑届・委任状、会社概要及び誓約書（別記様式）（川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱第3条関係）

各用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

ただし、誓約書（別記様式）（川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱第3条関係）については、川崎市簡易版電子申請サービス（LoGoフォーム）に直接情報を入力することができます。

イ 誓約書及び同意書（川崎市競争入札参加資格業者実態調査実施要領第2条関係）

市内に本社又は事業所を有する事業者に該当する場合に限る。用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

ウ 許可・登録に関する証明書等

エ 登記事項証明書

オ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

カ 納税証明書

キ 印鑑証明書

ク 使用されている者が健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者であることを証する書類、又は加入義務がないことの届出書（誓約書）

加入義務がない場合の用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

ケ 直前2年（設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年）分の貸借対照表及び損益計算書

(3) 組合の申請

組合が申請する場合には、上記(1)、(2)の提出書類のほかに次の書類も提出してください。

ア 設立認可の証明書

イ 組合定款

ウ 組合役員名簿

エ 組合員名簿

オ 官公需適格組合証明書（中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている場合に限る。）

カ 官公需共同受注規約（中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている場合に限る。）

## 6 申請の時期等

### （1）インターネットによる申請の場合

ア 期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

イ 時間

午前8時から午後8時まで

ウ 書類（電子データ）の提出

川崎市簡易版電子申請サービス（LoGoフォーム）から電子データにて提出してください。詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「競争入札参加資格申請」の「業者登録申請について」）に掲載している「令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請について」を参照してください。

エ 書類の提出期間

上記アと同じ

### （2）申請書による申請の場合

ア 期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日及び令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）を除く。）

イ 時間

午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで

ウ 申請書の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地（郵便番号210-8577）

川崎市財政局資産管理部契約課

## エ 申請書の入手方法

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日及び令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）を除く。）の間、川崎市財政局資産管理部契約課で午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで配布します。

### 7 工事の希望業種に対応する建設業の許可

希望業種に対応する建設業の許可は別表第3のとおりとします。

### 8 資格審査結果の通知

メール又は郵送により通知します。

### 9 資格の有効期間

該当する競争入札に限る。

ただし資格審査が隨時申請期間の場合には、該当する資格を改めて、毎月15日（申請期間中の15日が土曜日、日曜日、国民の祝日の閉庁日にあたる場合は、前閉庁日）までの申請分を翌月1日から、令和9年3月31日まで有効とします。

また、競争入札参加資格を得ている者が、新たに業種の追加申請を行う場合も同様とします。

### 10 資格の更新手続

別に公示します。

### 11 申請後に変更が生じた場合について

申請書を提出した後、途中で競争入札参加資格の辞退、又は登記事項及び申請書記載事項に変更が生じた場合は、直ちに届け出してください。

また、登録後、登録内容に変更が生じた場合には、6により速やかに変更申請を行ってください。

なお、業種の追加を含まない変更申請については、通年で申請できます。

### 12 その他

申請書は、日本語で作成してください。

なお、提出・提示書類等が外国語で記載されたものは、日本語の訳文を添付してください。

別表第1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類

1 工事請負契約

希望業種			
土木工事	鋼構造物工事	しゅんせつ工事	ガラス工事
下水管きよ工事	機械工事	内装工事	左官工事
舗装工事	通信工事	建具工事	屋根工事
建築工事	消防工事	さく井工事	大工工事
電気工事	塗装工事	タイル・れんが工事	鉄筋工事
空調・衛生工事	とび・土工工事	熱絶縁工事	清掃施設工事
水道施設工事	防水工事	板金工事	解体工事
造園工事	管内更生工事	石工事	軽微工事

## 2 業務委託契約

希望業種	
建築 設 計	電 算 関 連 業 務
設 備 設 計	不 動 產 鑑 定
建設コンサルタント	廃棄物関連業務
地 質 調 査	倉 庫 ・ 運 送 業 務
測 量	クリーニング業務
補償コンサルタント	旅 行 業
警 備	保 険 業
建 物 清 掃 等	給 食 調 理 業 務
屋 外 清 掃	樹 木 管 理
施 設 維 持 管 理	土地家屋調査士業務
調 査 ・ 測 定	そ の 他 業 務
医 療 関 連 業 務	

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

希望業種		
印 刷 ・ 軽 印 刷	消 防 ・ 防 災 用 品	書 籍 ・ 楽 器 類
青 写 真	水 道 用 品	原 材 料
時 計 ・ 貴 金 属	自 动 車	園 芸 ・ 動 物
看 板 ・ 標 識	船 舶 ・ 航 空 機	日 用 品 雜 貨
文 具 ・ 事 務 機 器	電 車 用 品	食 料 品
コ ン ピ ュ ー タ	燃 料 ・ 油 脂 類	リ 一 ス
医 療 機 器	家 具 ・ 裝 飾	複 写 サ ー ビ ス
計測機器・光理化学機器	衣 料 用 品	そ の 他 の 物 品 販 売
厨 房 機 器	薬 品	回 収 資 材 購 入
产 業 機 器	教 材	
家 電 ・ 通 信 機 器	ス ポ ー ツ 用 具	

別表第2 契約の種類ごとの金額に対応する等級区分

1 工事請負契約

種 別	等 級	発 注 標 準 金 額
土 木 工 事	A	7, 000万円以上
	B	2, 500万円以上 7, 000万円未満
	C	1, 200万円以上 2, 500万円未満
	D	1, 200万円未満
下水管きょ工事	A	8, 000万円以上
	B	3, 500万円以上 8, 000万円未満
	C	800万円以上 3, 500万円未満
	D	800万円未満
舗 装 工 事	A	3, 500万円以上
	B	1, 200万円以上 3, 500万円未満
	C	1, 200万円未満
建 築 工 事	A	3億5, 000万円以上
	B	8, 000万円以上 3億5, 000万円未満
	C	1, 500万円以上 8, 000万円未満
	D	1, 500万円未満
電 気 工 事	A	6, 000万円以上
	B	1, 800万円以上 6, 000万円未満
	C	1, 800万円未満
空調衛生工事	A	6, 000万円以上
	B	1, 800万円以上 6, 000万円未満
	C	1, 800万円未満
水道施設工事	A	9, 000万円以上
	B	3, 000万円以上 9, 000万円未満
	C	3, 000万円未満
その他の工事	等 級 区 分 な し 。	

## 2 業務委託契約

等級区分なし。

## 3 製造請負契約・物件買入れ契約等

種 別	等 級	発 注 標 準 金 額
回収資材購入		等級区分なし。
回収資材購入以外 の製造請負・物件 買入れ等	A	1, 500万円以上
	A、B	500万円以上 1, 500万円未満
	A、B、C	500万円未満

別表第3 希望業種に対応する建設業の許可

希望業種	許可業種
土木工事	土木工事業
下水管きよ工事	土木工事業
舗装工事	ほ装工事業
建築工事	建築工事業
電気工事	電気工事業
空調衛生工事	管工事業
水道施設工事	水道施設工事業
造園工事	造園工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
機械工事	機械器具設置工事業
通信工事	電気通信工事業
消防工事	消防施設工事業
塗装工事	塗装工事業
とび・土工工事	とび・土工工事業
防水工事	防水工事業
管内更生工事	管工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
内装工事	内装仕上工事業
建具工事	建具工事業
さく井工事	さく井工事業
タイル・れんが工事	タイル・れんが・ブロック工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
板金工事	板金工事業
石工事	石工事業
ガラス工事	ガラス工事業
左官工事	左官工事業

屋根工事	屋根工事業
大工工事	大工工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
解体工事	解体工事業
軽微工事	許可を必要としない工事